

松崎町狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害の対応策として有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに狩猟免許を取得した者。ただし、更新は除く。
- (2) 率先して有害鳥獣捕獲に協力できる者
- (3) 町内に住所を有し、かつ、町税等の滞納のない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、静岡県が実施する狩猟免許試験手数料とし、補助金の額は当該手数料の全額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に狩猟免許の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、狩猟免許取得補助金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)
様式第1号(第4条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

狩猟免許取得補助金交付申請書

年 月 日

松崎町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

新たに狩猟免許を取得したので、下記の補助金を交付願いたく、松崎町狩猟免許取得補助金交付要綱により、関係書類を添えて申請します。

また、率先して有害鳥獣捕獲に協力し、交付決定の審査に当たっては、申請者の町税等の納付状況について、松崎町が調査することに同意します。

記

- 1 交付申請金額 金 円
- 2 狩猟免許試験受験年月日 年 月 日
- 3 今回取得した狩猟免許の種類(○で囲む。)
・ 第一種銃猟免許 ・ 第二種銃猟免許 ・ わな猟免許 ・ 網猟免許
- 4 添付書類 狩猟免状の写し
手数料のわかる書類

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

様

松崎町長 印

狩猟免許取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった狩猟免許取得補助金の交付については、1
のとおり決定します。

1 決定の内容

補助金の額 金 円

様式第3号(第6条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた狩猟免許取得補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

松崎町長 様

住 所
氏 名 印

振込先
金融機関名
口座種別
口座番号
フリガナ
口座名義